

# 豪雪地帯対策における施策の実施状況等フォローアップ

---

平成27年11月13日

国土交通省 国土政策局

## 1. 豪雪地帯対策の概要 (P 4 ~ 8)

- (1) はじめに
- (2) 豪雪地帯対策特別措置法の一部改正
- (3) 豪雪地帯対策基本計画の変更
- (4) フォローアップの体制等

## 2. 豪雪地帯の現状 (P 9 ~ 18)

- (1) 指定地域
- (2) 人口・高齢化
- (3) 降積雪の傾向
- (4) 雪害による人的被害
- (5) 24年度から26年度にかけての主な被害

## 3. 施策の実施状況等フォローアップ

### 3-1. 除排雪の体制の整備 (雪処理の担い手の確保) (P 21 ~ 31)

- (1) 共助除排雪等の取組への支援
- (2) 安全対策の普及・啓発
- (3) 建設業団体等との連携による事前の備え
- (4) 共助除雪の普及状況と課題
- (5) 「注意喚起」「命綱の普及に向けた取組」の実施状況
- (6) 先導的な取組事例  
今後の方向性等

### 3-2. 空家に係る除排雪等の管理の確保 (P 32 ~ 41)

- (1) 現行法制度での空家対応の考え方の紹介
- (2) 平時からの空家除却・活用の支援
- (3) 空家等適正管理条例の制定状況
- (4) 条例等に基づく空家の除却・除雪の実施
- (5) 空家対策の新たな法整備
- (6) 先導的な取組事例  
今後の方向性等

### 3-3. 雪冷熱エネルギーの活用促進 (P 42 ~ 51)

- (1) 雪冷熱エネルギー利用施設のタイプと特性等
- (2) 施設整備等への支援
- (3) 先導事例の広報・普及
- (4) 技術の研究・開発
- (5) 雪冷熱エネルギー利用施設の普及状況・ブランド化等への取組状況
- (6) 先導的な取組事例  
今後の方向性等

### 3-4. 集中的降雪時の道路交通の確保 (P 52 ~ 61)

- (1) 大雪時の早期通行止め、集中除雪
- (2) チェーン着脱場・除雪ステーションの整備
- (3) ドライバー等への事前の情報提供・注意喚起
- (4) 道路管理者等における事前の備え
- (5) 災害対策基本法の適用  
今後の方向性等

### 3-5. 特例措置の期限延長 (第14条・第15条) 関係 (P 62 ~ 63)

特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例  
特別豪雪地帯における公立の小中学校等の施設等に対する  
国の負担割合の特例等

## 3-6. 豪雪地帯対策基本計画の主な事業（P 64～81）

### （1）交通・通信等の確保

- ①大雪時の自治体への除雪費支援
- ②積雪寒冷特別地域道路交通確保5箇年計画の策定及び積寒指定道路の見直し告示
- ③特別交付税の繰り上げ交付
- ④除雪車の貸与
- ⑤交通安全施設等整備事業
- ⑥道路の防除雪施設の整備
- ⑦雪崩防護・予防施設の老朽化への対応
- ⑧散水消雪設備による除雪作業の効率化事例
- ⑨ITSを活用した道路情報の提供
- ⑩空港の無線施設の着雪防止対策
- ⑪空港の除雪機材の大型化・効率化
- ⑫鉄道防災事業費補助
- ⑬携帯電話等エリア整備事業
- ⑭情報通信利用環境整備推進事業

### （2）農林業等地域産業の振興

- ①農業生産基盤の整備
- ②森林整備事業

### （3）生活環境施設等の整備

- ①下水道施設、雨水排水施設等の活用
- ②補助ダム事業、消流雪用水導入事業
- ③克雪住宅の普及の促進
- ④市町村・道府県の支援による克雪住宅の整備状況
- ⑤低炭素型の融雪設備導入支援事業
- ⑥民間社会福祉施設の除雪経費
- ⑦ドクターヘリ導入促進事業

### （4）国土保全施設の整備及び環境保全

- ①雪対策砂防モデル事業、雪崩対策事業

### （5）雪氷に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化

- ①②雪氷に関する調査研究
- ③「特別警報」の運用

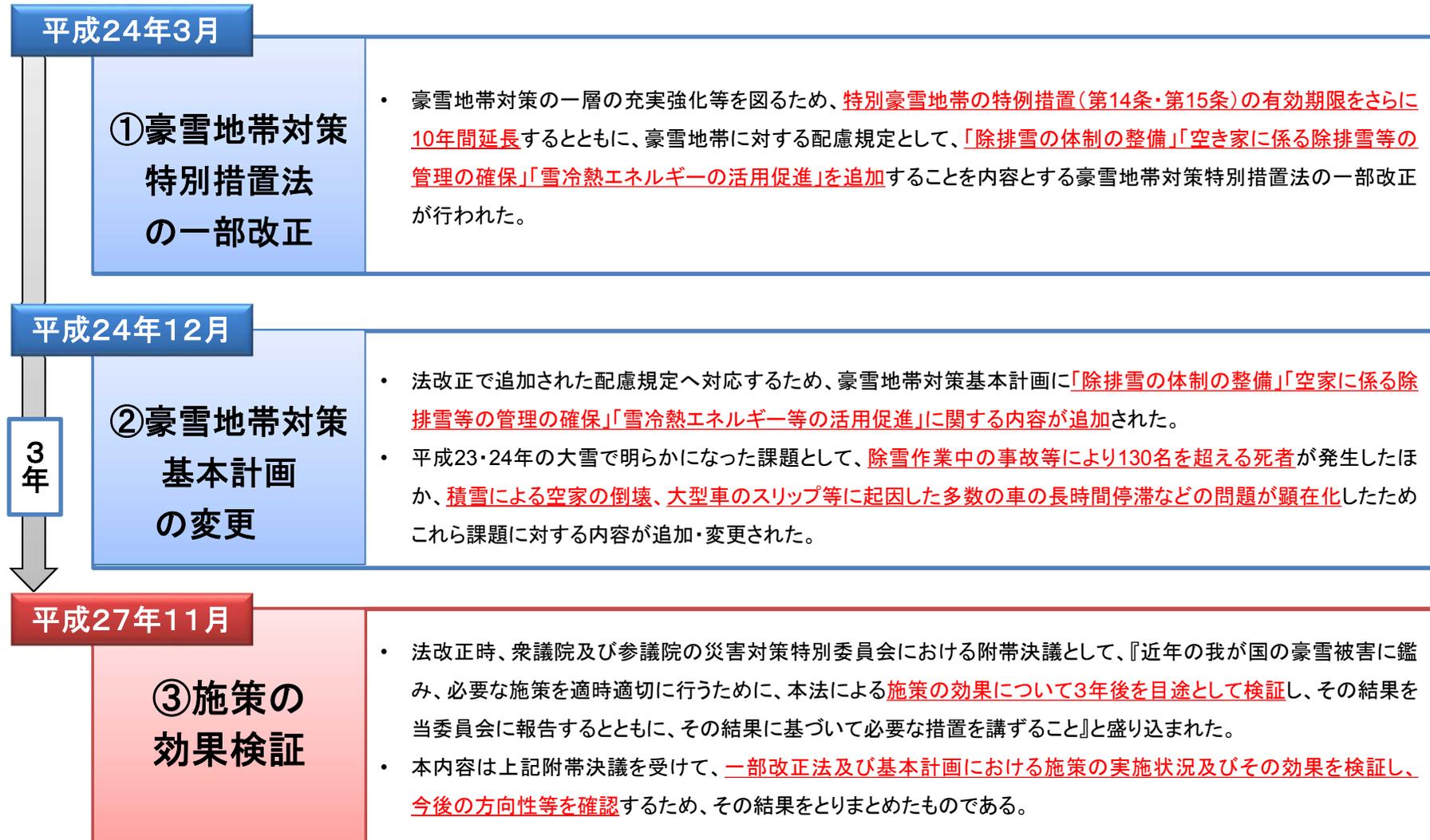
## 4. 今後の方向性（P 82～83）

# 1. 豪雪地帯対策の概要

---

# 1. 豪雪地帯対策の概要 (1)はじめに

- 平成24年3月に豪雪地帯対策特別措置法の一部が改正、同12月には豪雪地帯対策基本計画が変更された。
- 「施策の効果について、3年後を目途として検証」することが法改正時の附帯決議として盛り込まれたことから、今般、施策の効果を検証し、今後の方向性等を確認するために、その結果をとりまとめたものである。



# 1. 豪雪地帯対策の概要 (2) 豪雪地帯対策特別措置法の一部改正

- 豪雪地帯対策特別措置法の一部改正では特例措置の期限延長に加え、「除排雪の体制の整備」「空家に係る除排雪等の管理の確保」「雪冷熱エネルギーの活用促進」の配慮規定が追加された。

## ◆豪雪地帯対策特別措置法の一部改正(平成24年3月／全会一致)の内容

### ①特例措置の期限延長(平成34年3月31日まで)

- 基幹的な市町村道の改築に係る道府県代行の特例(第14条)
- 公立小中学校の分校舎等の新築・改築等に係る国の負担割合の嵩上げ(第15条)

### ②配慮規定(恒久措置)の追加

- ア) 除排雪の体制の整備……人口減少・高齢化等による除排雪の担い手不足に対応した地域における体制の整備
- イ) 空家に係る除排雪等の管理の確保 ……除排雪が適切に行われない空家による周囲への危害の防止
- ウ) 雪冷熱エネルギーの活用促進……豪雪地帯における雪の冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備等

### 豪雪地帯対策特別措置法の概要

#### (1) 経緯

昭和37年に議員立法により制定。昭和46年に特別豪雪地帯における特例措置が設けられ、その後10年毎に特例措置の期限を延長。

#### (2) 目的

豪雪地帯において、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、豪雪地帯における産業の振興と民生の安定向上に寄与すること。

#### (3) 仕組み

##### ①「豪雪地帯」及び「特別豪雪地帯」の指定

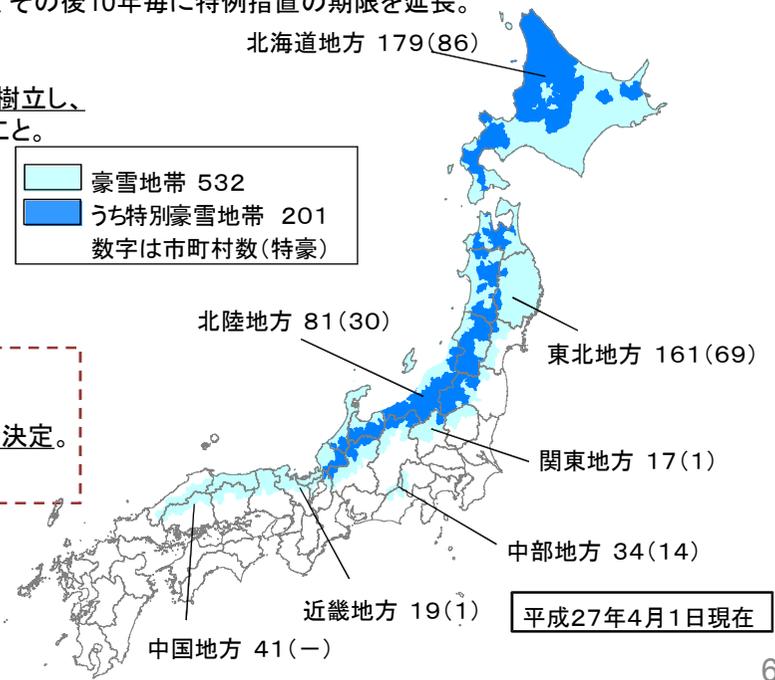
積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が政令で定める基準等に基づき指定(右図)。

##### ②豪雪地帯対策基本計画の作成

- ア) 国は、豪雪地帯対策の基本となるべき豪雪地帯対策基本計画を作成(要閣議決定)。その際、関係行政機関の長と協議し、かつ関係道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて決定。
- イ) 豪雪地帯の道府県は、道府県豪雪地帯対策基本計画を作成することができる。

##### ③基本計画に基づく事業に係る優遇措置

- ア) 恒久措置: 財政上の措置、地方債への配慮、資金の確保 等
- イ) 時限措置: 特別豪雪地帯における特例(10年間)
  - ・基幹的な市町村道の改築に係る道府県代行(第14条)
  - ・公立小中学校の分校舎等の新築・改築等に係る国の負担割合の嵩上げ(第15条)



# 1. 豪雪地帯対策の概要 (3) 豪雪地帯対策基本計画の変更

- 豪雪地帯対策基本計画の追加・変更事項として、主に「除排雪の体制の整備」「空家に係る除排雪等の管理の確保」「雪冷熱エネルギー等の活用促進」「集中的降雪時の道路交通の確保」の4点について行われた。

## ◆豪雪地帯対策基本計画見直しの背景(平成24年12月変更)

### ○豪雪地帯対策特別措置法改正で新たに追加された規定への対応

「除排雪の体制の整備」「空家に係る除排雪等の管理の確保」「雪冷熱エネルギーの活用促進」に関する規定の追加に対応

### ○平成23、24年の大雪で明らかになった課題への対応

北日本から西日本の日本海側において低温状態が続く中で突発的な大雪が発生し、除雪作業中の事故等により両年とも130名を超える死者が発生したほか、積雪による空家の倒壊、大型車のスリップ等に起因した多数の車の長時間停滞などの問題が顕在化

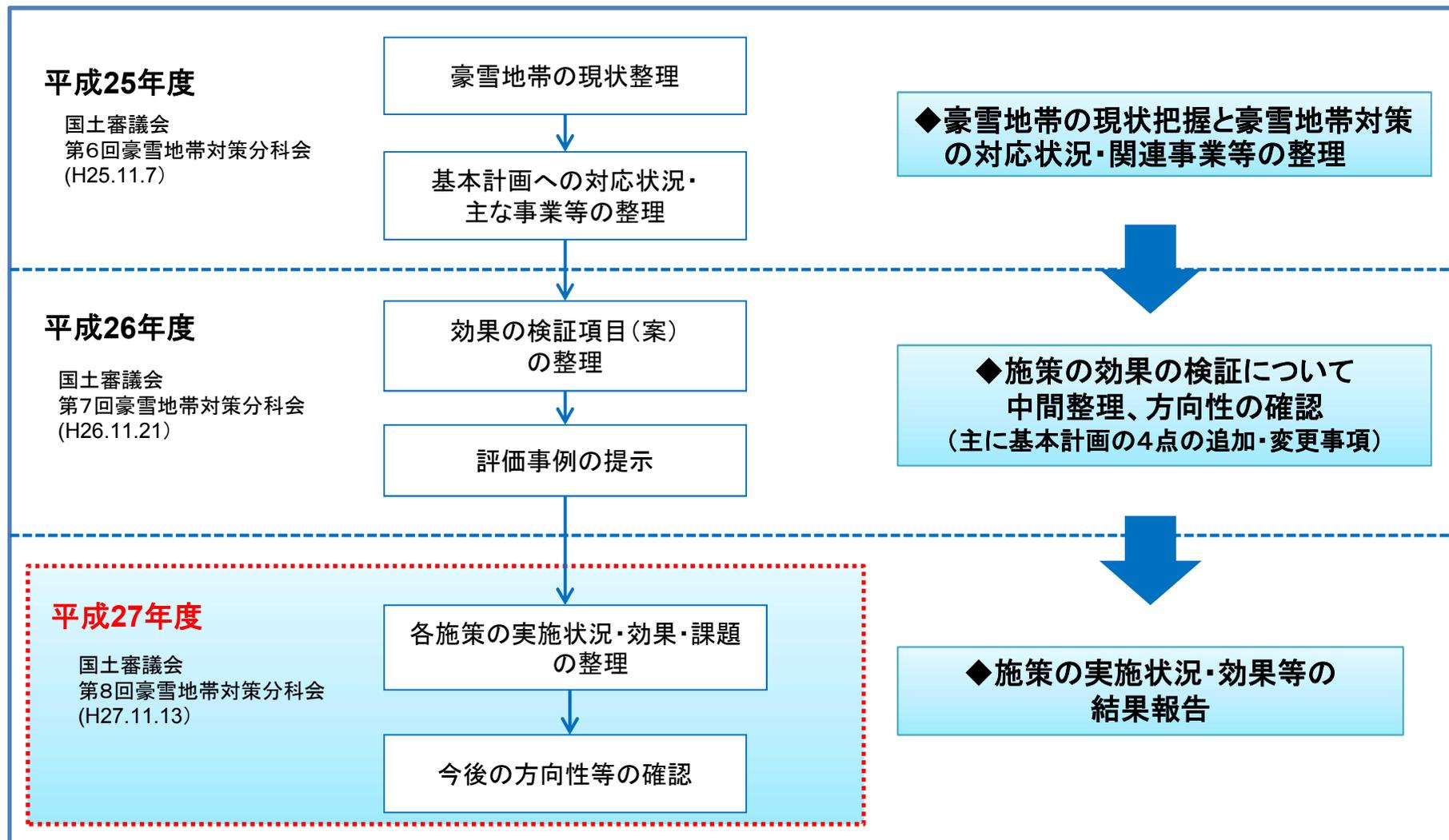
## ◆豪雪地帯対策基本計画の変更における主な追加・変更事項

項目	主な内容		
①除排雪の体制の整備 (雪処理の担い手の確保)	ア) 地域コミュニティの強化等による地域防災力の強化 イ) 除雪ボランティア等雪処理の担い手の受け皿整備 ウ) 建設業団体その他非営利団体等との連携 エ) 除雪作業の潜在的危険性に関する啓発活動の推進		← 除雪ボランティアの受け入れと技術指導
②空家に係る除排雪等の管理の確保	ア) 平時からの空家所有者の特定等による適切な管理の促進 イ) 倒壊の恐れのある空家の除却等の支援 ウ) 積雪により空家が既に倒壊した場合の対策 エ) 空家に係る除排雪等の先進的な取り組みの普及等	倒壊の恐れのある空家の除却→ 	
③雪冷熱エネルギー等の活用促進	ア) 雪冷熱エネルギー等を冷暖房に活用する技術の開発 イ) 公共施設への積極的な導入と民間施設への導入支援 ウ) 雪冷熱の活用により加工・貯蔵した農産物のブランド化 エ) 実施事例の広報等を通じた普及啓発		← エプロン等から除雪した雪を保存し、空港施設の冷房に活用
④集中的降雪時の道路交通の確保	ア) 連鎖的滞留を防止するための通行止めによる集中的な除雪 イ) チェーン着脱場、除雪ステーション等の整備 ウ) スタッドレスタイヤやタイヤチェーンの早期装着に向けた啓発活動	チェーン装着の確認と指導→ 	

# 1. 豪雪地帯対策の概要 (4)フォローアップの体制等

- 国土審議会豪雪地帯対策分科会では平成25年度に豪雪地帯の現状整理等を行い、平成26年度には施策の効果の検証項目(案)や評価事例を用いて中間整理を行い、方向性を確認した。
- 平成27年度は、これまでの検討結果を踏まえて、施策の実施状況・効果等について整理し、今後の方向性等について確認する。

## 【効果検証のフロー】



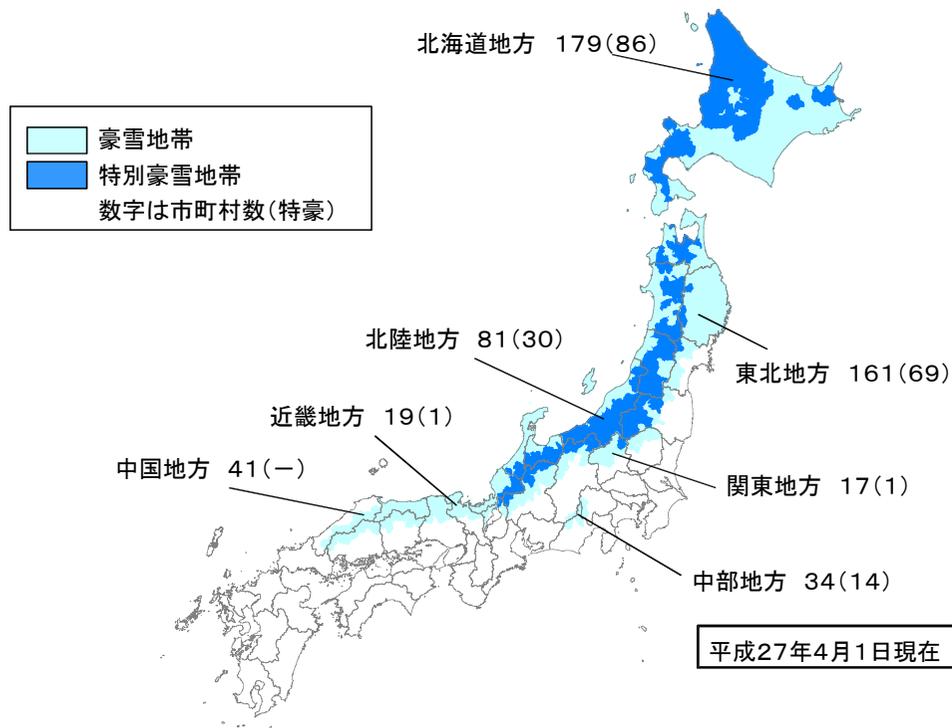
## 2. 豪雪地帯の現状

---

## 2. 豪雪地帯の現状 (1)指定地域

- 豪雪地帯は532市町村、特別豪雪地帯は201市町村に及び、豪雪地帯の面積は全国の51%、特別豪雪地帯の面積は全国の20%を占める。
- 豪雪地帯の人口は全国の15%、特別豪雪地帯の人口は全国の3%を占める。

【豪雪地帯の地域指定図】



【豪雪地帯の人口・面積・市町村数の対全国比】

区分	全国	豪雪地帯 〔特別豪雪地帯を含む〕 (対全国比%)	うち特別豪雪地帯 (対全国比%)
市町村数	1,718	532(31.0)	201(11.7)
面積(km <sup>2</sup> )	377,950	191,798(50.7)	74,898(19.8)
人口(千人)	128,057	19,634(15.3)	3,209(2.5)

(備考)1 市町村数は平成27年4月1日現在。人口は平成22年国勢調査による。

2 指定区域外の人口が大きな(※)一部指定豪雪地帯である仙台市、郡山市、静岡市、浜松市、大津市は豪雪地帯に含めていない(本資料中以下同様)。

※人口30万人以上(平成22年国勢調査)、指定区域外人口比10%未満(平成22年国勢調査)

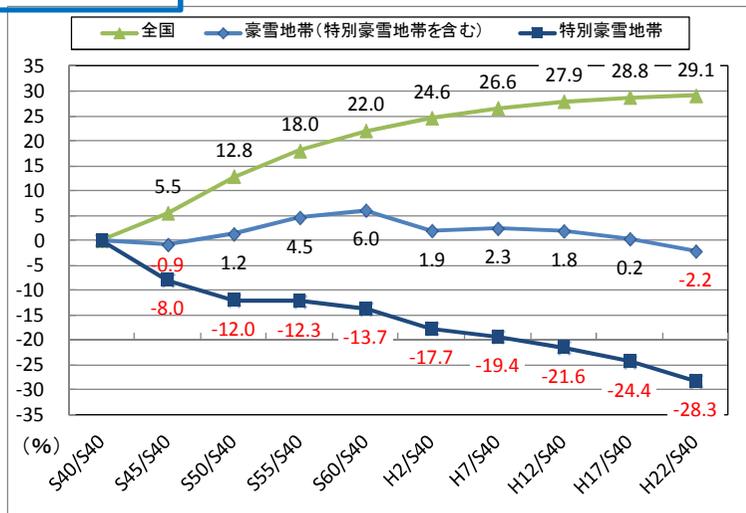
3 面積は国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」(平成21年10月1日時点)による。

## 2. 豪雪地帯の現状 (2)人口・高齢化

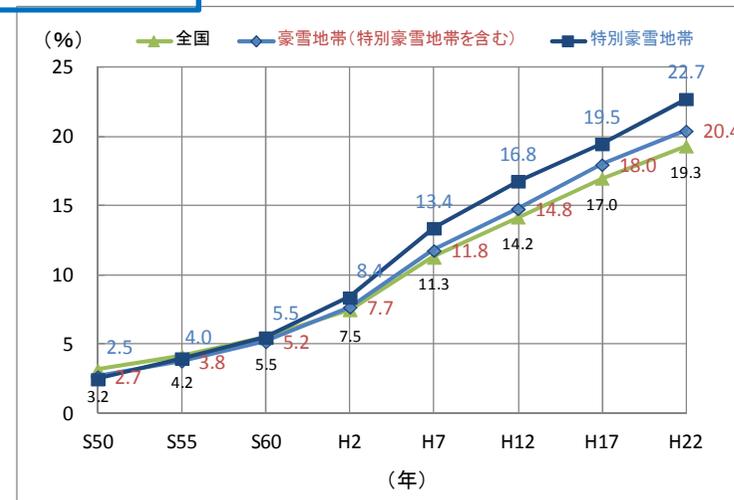
- 豪雪地帯では、人口減少、高齢化が全国よりも進行しており、特に特別豪雪地帯においてはその傾向が顕著である。

【豪雪地帯の人口増減率・高齢化率・高齢世帯率の推移】

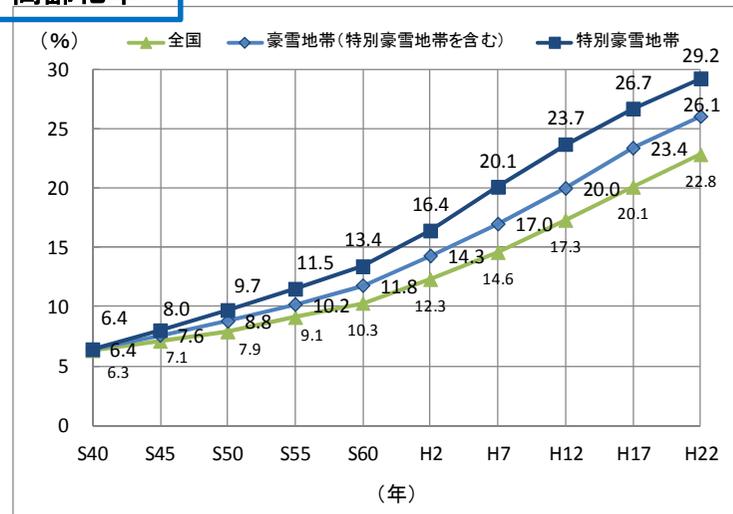
人口増減率



高齢世帯率



高齢化率



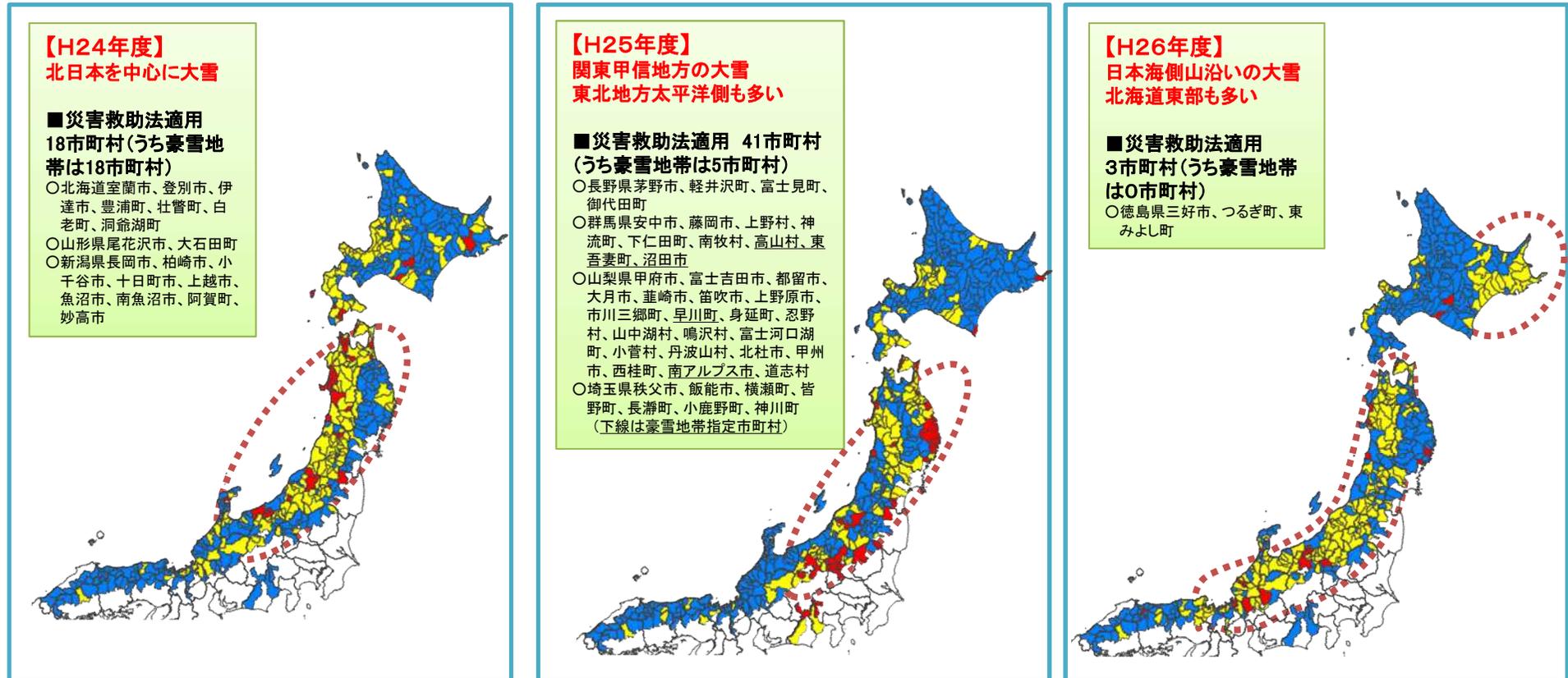
(備考) 1 総務省「国勢調査」より作成。

2「高齢世帯率」: S50~H2は老人(65歳以上)のみで構成される世帯数の、全世帯に占める割合。H7~は高齢単身世帯と高齢夫婦世帯の合計世帯数の、全世帯に占める割合。H22は全域が豪雪地帯(特別豪雪地帯を含む)及び特別豪雪地帯の数値を集計している。

## 2. 豪雪地帯の現状 (3) 降積雪の傾向

- 平年よりも大雪となった地域は、平成24年度は北日本、平成25年度は関東甲信・東北太平洋側、平成26年度は日本海側山沿い・北海道東部であった。年によって大雪に見舞われる地域が異なる局所的な傾向にある。

【平年よりも大雪となった地域の分布】(H24年度～H26年度)



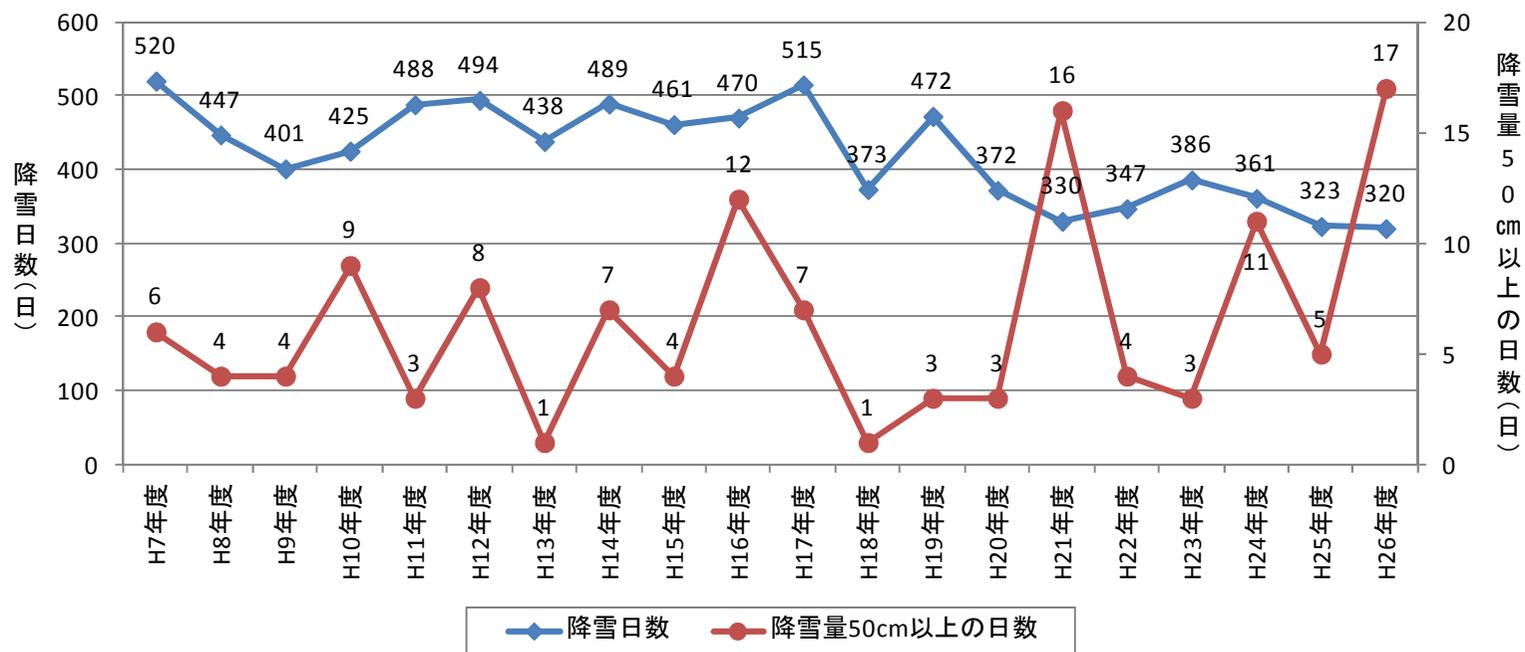
- (備考) 1 国土交通省「豪雪地帯基礎調査」による。  
 2 最大積雪深は各市町村の市役所・役場の最寄りの観測所の観測結果による。市町村内に観測所がないところは隣接市町村の値で代替。  
 3 平年値は平成18年度～平成20年度の平均値を用いている。  
 4 平成26年度の値は速報値である。

最大積雪深	
■ 平年並み (1.5倍未満)	■ 多い (1.5～3倍未満)
■ とても多い (3倍以上)	

## 2. 豪雪地帯の現状 (3) 降積雪の傾向

- 過去20年間の新潟県内5観測所で見ると、近年は一冬の降雪日数が減少傾向にあるが、平成26年度では降雪量50cm以上の日数が年間17日となるなど、短期間に降雪が集中する場合が見られる。

【降雪日数と降雪量50cm以上の日数の比較】(新潟県内5観測所の合計)

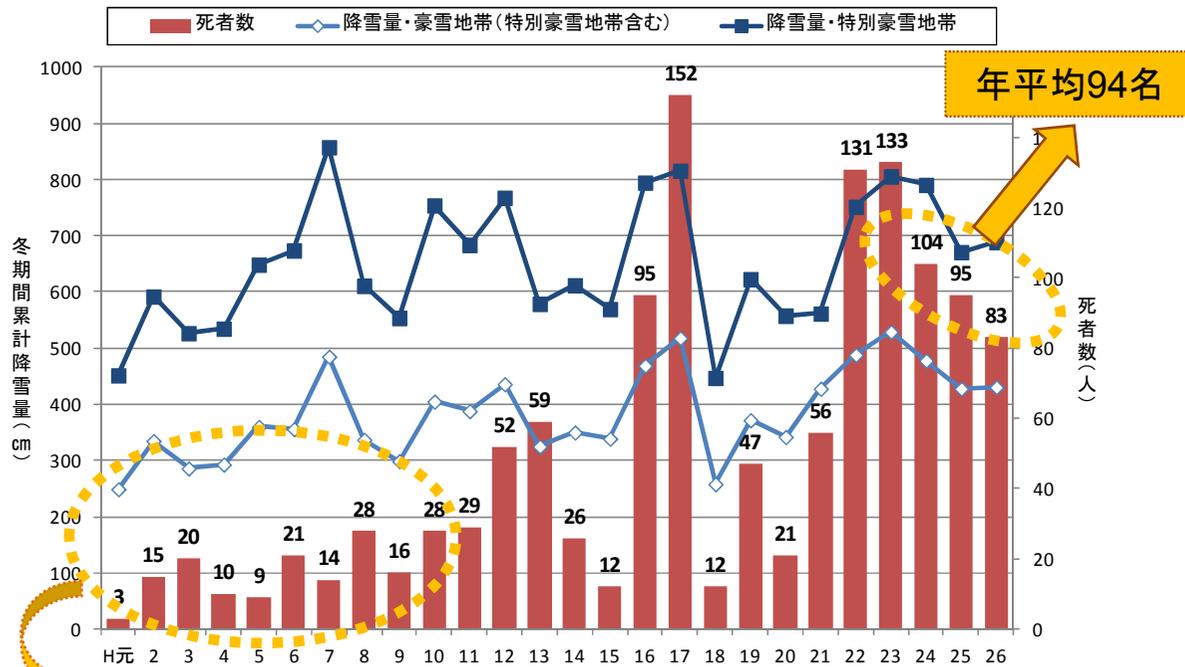


- (備考) 1 気象統計データ(気象庁)による。  
 2 新潟県内の5観測所(長岡・十日町・安塚・守門・湯沢)の各年度の12月1日～3月31日までの日降雪量を元に算出した。  
 3 降雪日数及び降雪量50cm以上の日数は5観測所の合計値である。

## 2. 豪雪地帯の現状 (4)雪害による人的被害

- 平成24年度から平成26年度の3年間に於ける雪害による死亡者数は年平均94名と、依然として高い水準にある。  
(参考:平成元年から平成10年の死亡者数は年平均16名)
- 道府県別には北海道や秋田県等で多数発生している。

【雪害による死亡者数の推移(冬期間累計降雪量との比較)】



年平均16名

年平均94名

(参考)過去の大雪被害

年度	人的被害				備考
	死亡	不明	負傷	計	
S37	228	3	356	587	昭和38年1月豪雪
S51	101		834	935	
S55	133	19	2,158	2,310	
S58	131		1,336	1,467	
H16	86		758	844	
H17	152		2,136	2,288	平成18年豪雪
H22	131		1,537	1,668	
H23	133		1,990	2,123	
H24	104		1,517	1,621	
H25	95		1,770	1,865	
H26	83		1,029	1,112	

【道府県別の雪害による死亡者数(H24年度~H26年度)】



(備考)

- 消防庁資料、及び国土交通省「豪雪地帯基礎調査」等による。
- S63~H15までは暦年の数値、H16は暦年+H17(1~3月)の数値、H17以降は年度の数値。
- 冬期間累計降雪量は豪雪地帯(特別豪雪地帯を含む)、特別豪雪地帯のそれぞれの市町村の降雪量の単純平均値である。
- 観測データは各市町村の市役所・役場の最寄りの観測所の観測結果による。市町村内に観測所がないところは隣接市町村の値で代替している。
- 平成26年度の値は速報値である。

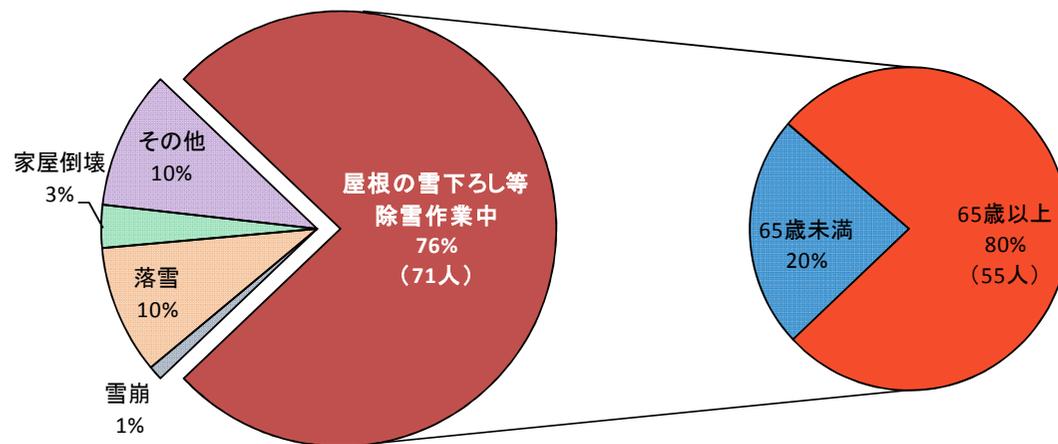
## 2. 豪雪地帯の現状 (4)雪害による人的被害

- 雪害による死亡者のうち、屋根の雪下ろし等除雪作業中の死亡事故が7割以上を占め、このうち65歳以上の高齢者が8割を占めている。
- 高齢者の死亡事故原因の4割は「屋根からの転落」であり、「はしごからの転落」や「屋根からの落雪」を含めると、高齢者の6割が屋根雪関連事故で亡くなっている。

### 【雪害による死亡事故の発生状況】

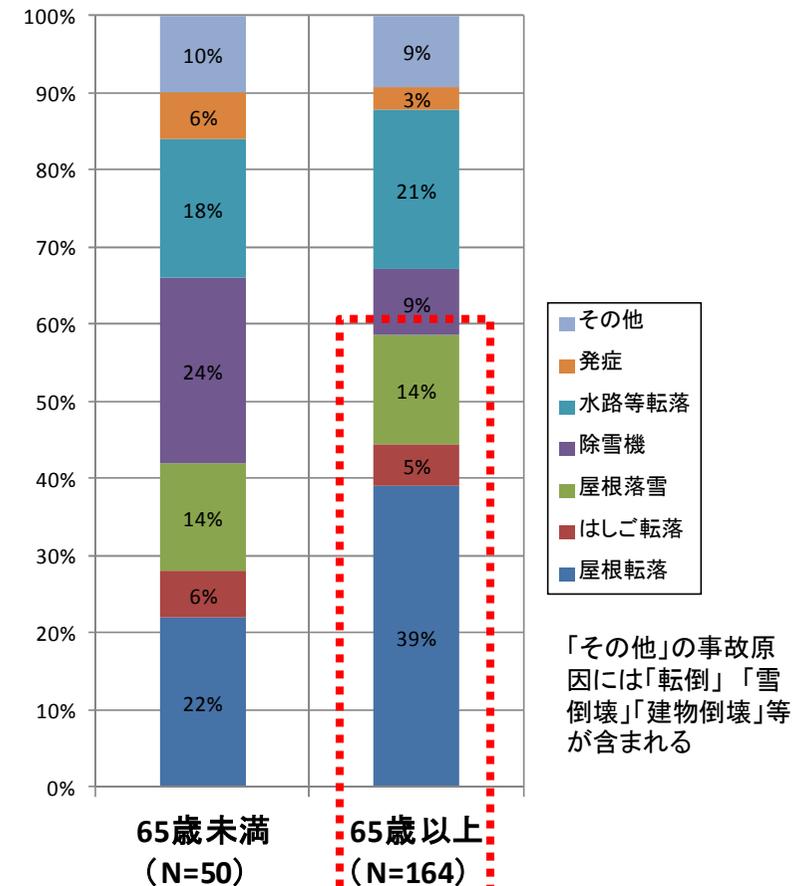
※人数はH24年度～H26年度の死亡者数(214人)の年平均

(N=94)



### 【「屋根雪下ろし等除雪作業中」の死亡事故の内訳】

※人数はH24年度～H26年度の除雪作業中の死亡者数の合計



資料: 消防庁「今冬(平成24年11月から平成25年3月まで)の雪による被害状況等」平成25年7月12日、同「今冬(平成25年11月から平成26年3月まで)の雪による被害状況等」平成26年5月30日、同「今冬(平成26年11月から平成27年3月まで)の雪による被害状況等」平成27年4月22日。

## 2. 豪雪地帯の現状 (5)24年度から26年度にかけての主な被害

- 積雪による空家の倒壊は、平成24年度以降では年間60～170件程度発生し、それらの大半は特別豪雪地帯で発生している。

### 【北海道での空家倒壊】

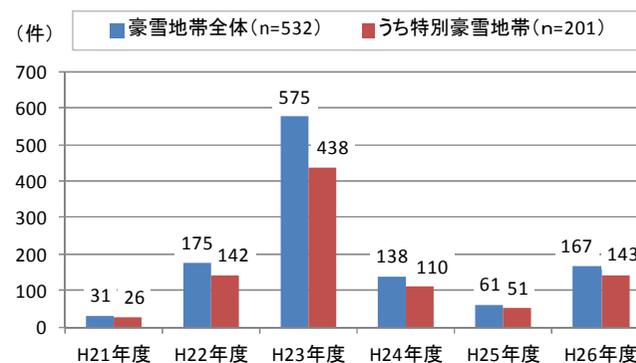
### 【新潟県での空家への積雪や空家の一部倒壊の状況】



(備考)「新潟県内の危険な老朽空き家の実態について(H24.7.19)」総務省

この部分については、著作権の処理が未完了のため、公開できません。

### 【豪雪地帯における積雪による空家の倒壊件数の推移】



(備考)国土交通省「豪雪地帯基礎調査」  
平成26年度の値は速報値である。

## 2. 豪雪地帯の現状 (5)24年度から26年度にかけての主な被害

- 平成24年度冬期は、北海道道東において暴風雪によりCO中毒等で9名が亡くなる被害が発生した。
- 平成25年度冬期は、関東甲信地方での大雪による車の立ち往生が多数発生する被害が生じた。

【北海道道東の暴風雪による事故(H24年度)】

【関東甲信地方の大雪被害(H25年度)】

この部分については、著作権の処理が  
未完了のため、公開できません。

## 2. 豪雪地帯の現状 (5)24年度から26年度にかけての主な被害

- 平成26年度冬期は西日本等において車の立ち往生が多数発生したが、改正災害対策基本法に基づき、道路管理者による車両撤去が行われた。

【国道192号・国道54号での立ち往生車両(H26年度)】

この部分については、著作権の処理が  
未完了のため、公開できません。

# 3. 施策の実施状況等フォローアップ

---

- 3-1 除排雪の体制の整備（雪処理の担い手の確保）
- 3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保
- 3-3 雪冷熱エネルギーの活用促進
- 3-4 集中的降雪時の道路交通の確保
- 3-5 特例措置の期限延長（14条・15条）関係
- 3-6 豪雪地帯対策基本計画の主な事業

### 3. 施策の実施状況等フォローアップ

#### ◆フォローアップの実施方針

- ・法改正で追加された配慮規定へ対応するため、さらに、平成23年、24年の大雪による大型車のスリップ等に起因した多数の車の長時間停滞などの問題に対応するため、平成24年12月に豪雪地帯対策基本計画が追加・変更された。
- ・本報告では、法改正後の3年間の雪害状況を踏まえながら、主に基本計画の4点の追加・変更事項について、施策の実施状況等をフォローアップする。

#### 【豪雪地帯対策特別措置法の改正で新たに追加された規定】

(第13条の3)

##### 除排雪の体制の整備

- ・雪処理の担い手不足に対応するため、建設業団体その他の非営利団体との連携等による地域における除排雪の体制の整備の促進に関する規定を新たに設けた。

(第13条の4)

##### 空家に係る除排雪等の管理の確保

- ・除排雪が適切に行われない空家による周囲への危害の発生を防止する観点から、空家に係る除排雪等の管理の確保に関する規定を新たに設けた。

(第13条の7)

##### 雪冷熱エネルギーの活用促進

- ・豪雪地帯において自然エネルギーの活用を推進する観点から、雪冷熱エネルギーの活用促進に関する規定を新たに設けた。

#### 【豪雪地帯対策基本計画の主な追加・変更事項】

項目	主な内容
①除排雪の体制の整備 (雪処理の担い手の確保)	ア) 地域コミュニティの強化等による地域防災力の強化 イ) 除雪ボランティア等雪処理の担い手の受け皿整備 ウ) 建設業団体その他非営利団体等との連携 エ) 除雪作業の潜在的危険性に関する啓発活動の推進
②空家に係る除排雪等の管理の確保	ア) 平時からの空家所有者の特定等による適切な管理の促進 イ) 倒壊の恐れのある空家の除却等の支援 ウ) 積雪により空家が既に倒壊した場合の対策 エ) 空家に係る除排雪等の先進的な取り組みの普及等
③雪冷熱エネルギー等の活用促進	ア) 雪冷熱エネルギー等を冷暖房に活用する技術の開発 イ) 公共施設への積極的な導入と民間施設への導入支援 ウ) 雪冷熱の活用により加工・貯蔵した農産物のブランド化 エ) 実施事例の広報等を通じた普及啓発
④集中的降雪時の道路交通の確保	ア) 連鎖的滞留を防止するための通行止めによる集中的な除雪 イ) チェーン着脱場、除雪ステーション等の整備 ウ) スタッドレスタイヤやタイヤチェーンの早期装着に向けた啓発活動

### 3. 施策の実施状況等フォローアップ

## 3-1 除排雪の体制の整備 (雪処理の担い手の確保)

---

## 3-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

### (1) 共助除排雪等の取組への支援

- 高齢化が進む豪雪地帯における雪処理の担い手を確保・育成するとともに、除雪作業の安全性を向上させるため、地域の実情に即した先導的で実効性のある地域除排雪体制の構築や安全な屋根雪下ろしの体制づくりなどを支援し、その整備手法を普及・展開している。

#### 【事業の概要】(国土交通省)

##### ＜事業名称＞

雪処理の担い手の確保・育成のための克雪体制支援調査

##### ＜実施主体＞

国土交通省

##### ＜開始年＞

平成25年度～(継続中)

##### ＜主な支援対象の取組＞

#### ① 除雪ボランティアセンターの設立・運営

例) 県・市との調整、ボランティア募集、指南役の育成、除雪資機材の調達などの総合運営

#### ② 雪処理の担い手の育成

例) 雪に不慣れな若者等に雪かき技術を教え、ボランティア活動に反映  
地元有志による除雪ボランティア組織づくり  
地元の大学生や民間企業従業員等の除雪参加



#### ③ 除雪ボランティアと地域を繋ぐコーディネータの養成

例) 地域除雪を進める上で重要な役割を担う人を育てるため、講習会で指導・助言



#### ④ 豪雪地帯と非豪雪地帯の広域連携

例) 県内外の非豪雪地帯との広域連携によるボランティア活動等



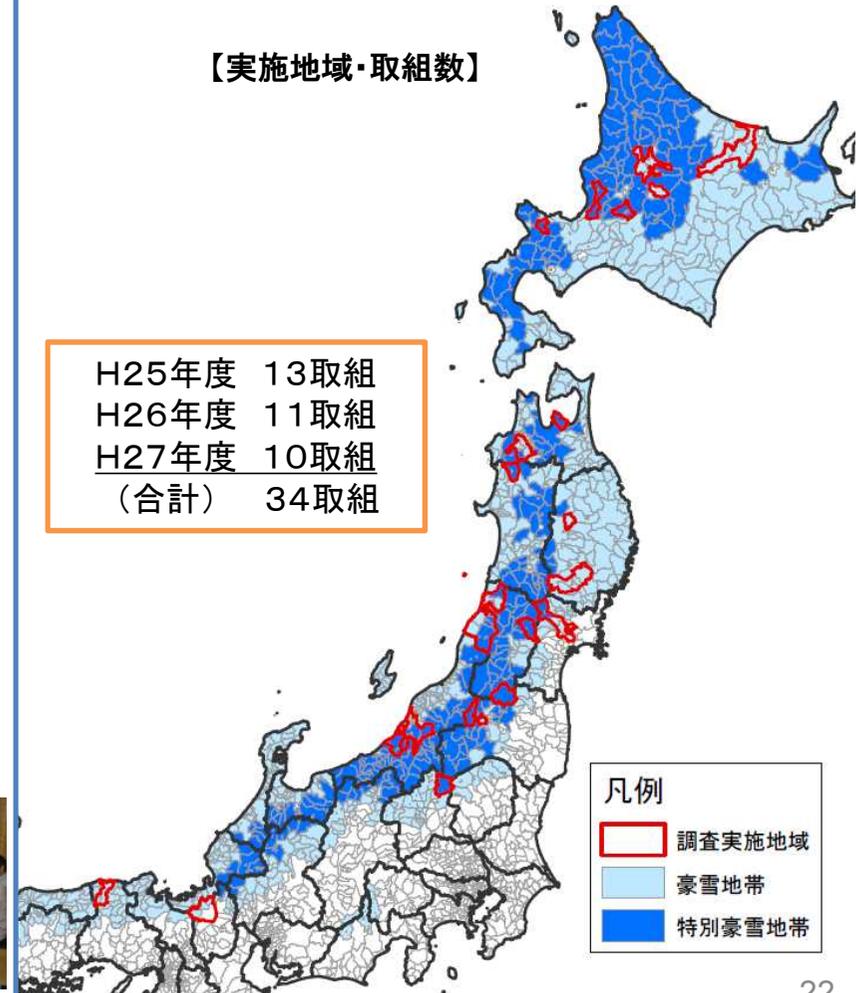
#### ⑤ 雪下ろしの安全対策

例) ボランティアによる屋根雪下ろしを可能とする  
確実な安全対策の整備



#### 【実施地域・取組数】

H25年度	13取組
H26年度	11取組
H27年度	10取組
(合計)	34取組



凡例	
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	調査実施地域
<span style="background-color: lightblue; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	豪雪地帯
<span style="background-color: darkblue; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	特別豪雪地帯

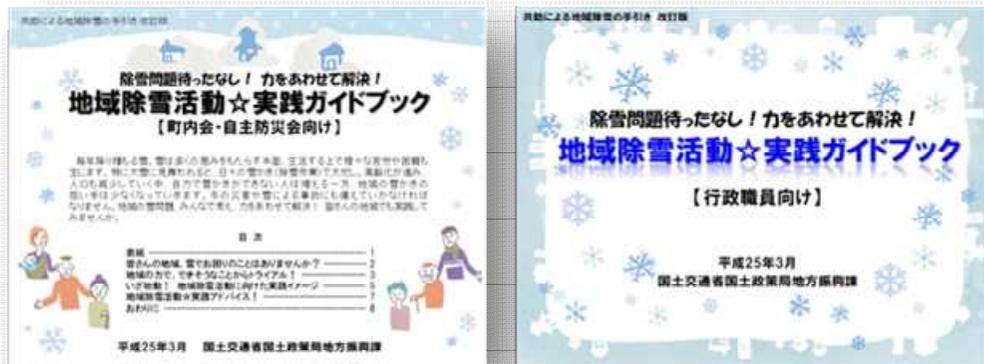
# 3-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

## (1) 共助除排雪等の取組への支援

- 地域における除排雪体制の普及・定着に向けて、活動団体が活用するための資料を作成し、HP等で公表している。

### 【先進事例・ノウハウ等の紹介】(国土交通省)

#### 【ガイドブック】



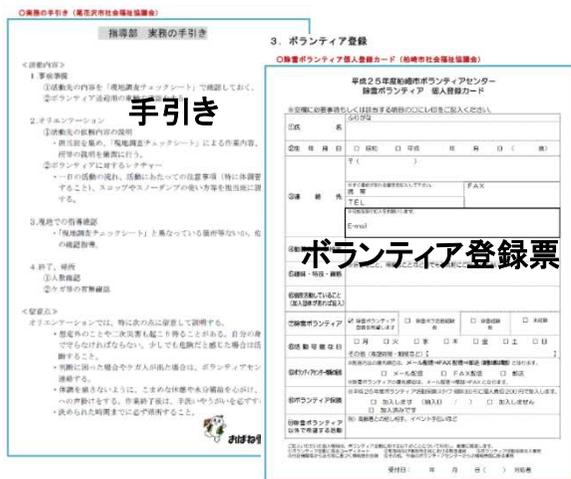
#### <ポイント>

- 対象者・ねらいに応じた分冊化
  - ①町内会・自主防災会向け
  - ②行政職員向け
- 取組事例やケーススタディを充実

#### 【様式集】

##### <内容>

実際に除雪ボランティアセンターで使われている「手引き」や「ボランティア登録簿」等の各種様式を紹介、すぐに活用が可能



#### 【事例集】

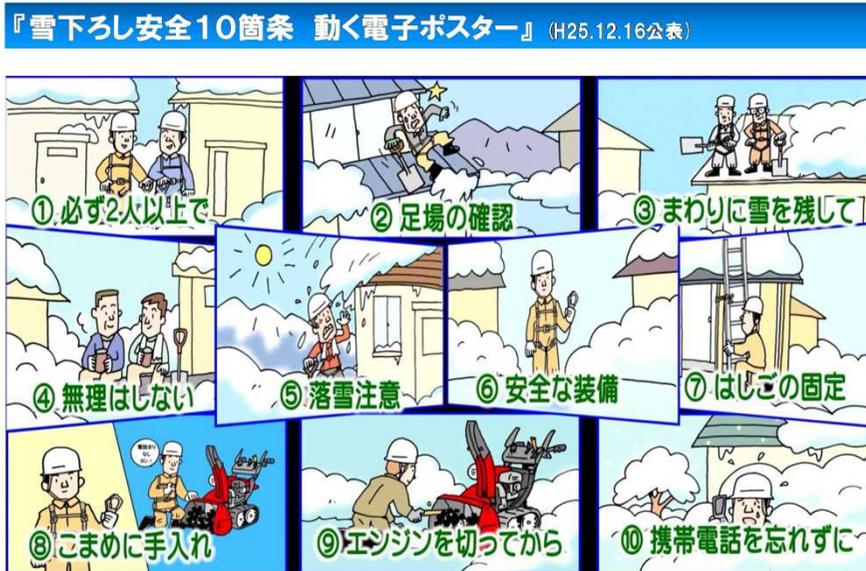


## 3-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

### (2)安全対策の普及・啓発

- 除雪作業の潜在的な危険性を周知するため、注意喚起用の動画を作成し、会議等で利用している。
- 簡易・廉価な命綱や命綱を取り付けるアンカーの検討を進める団体を支援し、開発・普及をサポートしている。

#### 【注意喚起用の動画「雪下ろし安全10箇条」 (国土交通省)】



『雪下ろし安全10箇条 動く電子ポスター』(H25.12.16公表)

国土交通省HPで閲覧・ダウンロードが可能です！  
[http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku\\_chisei\\_ik\\_000064.html](http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_ik_000064.html)



←公共施設での  
利用例

公共施設での利用



受付・待合室で→  
タブレットやフォトフレーム  
を活用した利用例

#### 【開発された命綱のホームセンターでのディスプレイ】



#### 【命綱を取り付けるアンカーの試験施工の状況】



## 3-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

### (3) 建設業団体等との連携による事前の備え

- 除排雪を含む地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必要がある場合における地域維持型契約方式の適切な活用について、国から地方公共団体に要請している。

#### 【地域維持型契約方式の活用】(国土交通省)

##### 地域維持型契約方式の活用 (入札契約適正化指針(H26.9.30閣議決定))

地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必要がある場合  
⇒ 包括して発注する方式を活用

(社会資本等の維持管理のための工事のうち、  
災害応急対応、除雪、修繕、パトロールなど)

○年間を通じた工事量の平準化  
(除雪 + 除草、維持補修等)

○異なる事業の組み合わせ  
(道路管理 + 河川管理)

○異なる工区の組み合わせ  
(A工区 + B工区)



(担い手)

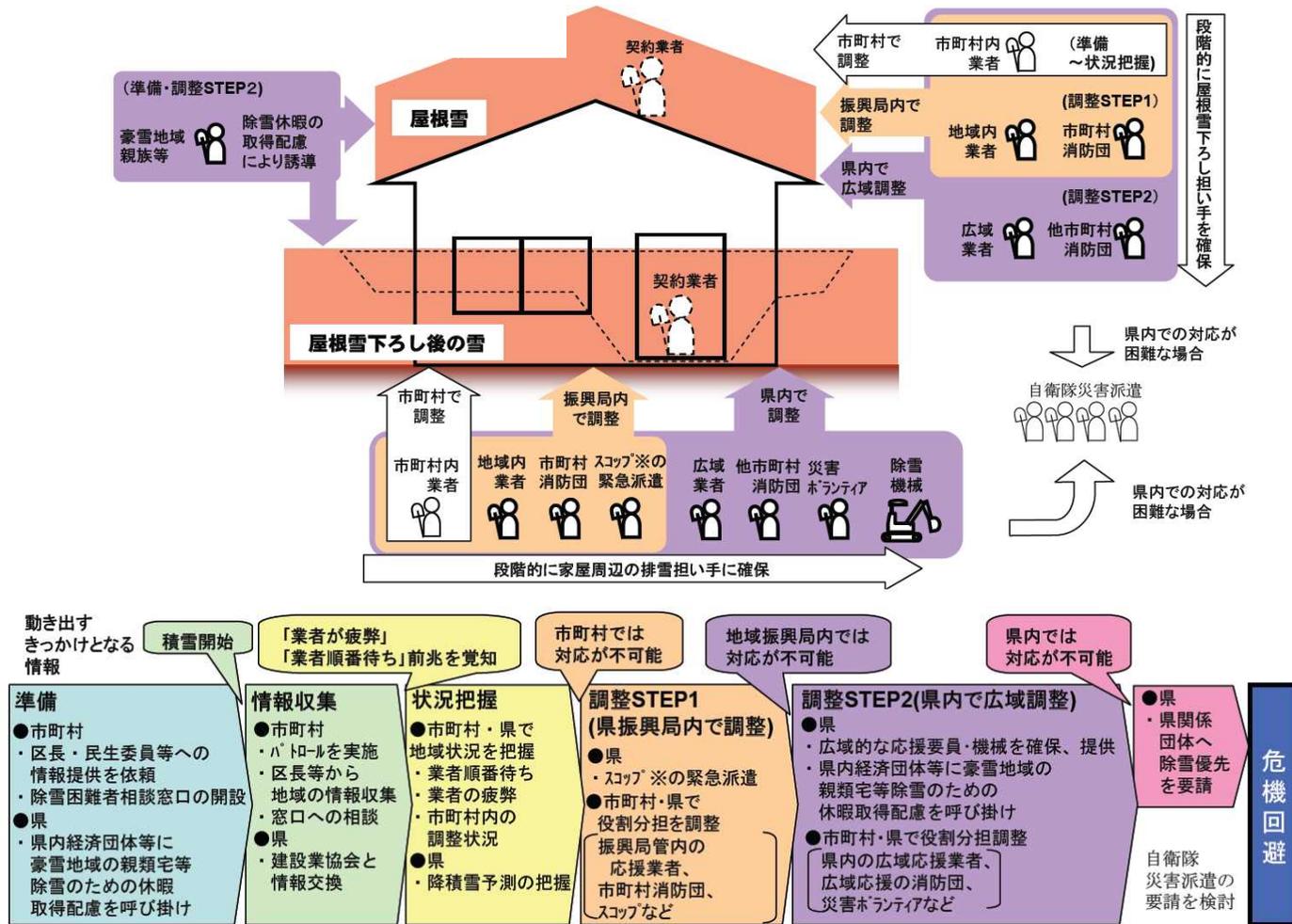
- 単体企業
- 経常建設共同企業体等
- 地域維持型建設共同企業体
- 事業協同組合

# 3-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

## (3)建設業団体等との連携による事前の備え

- 新潟県では、「雪処理の担い手確保スキーム」を事前に整備し、市町村や関係機関と連携し、自ら雪処理が行えず、やむを得ず助けを求める者を迅速に察知し、必要な人材等を遅滞なく供給する仕組みを設けている。

【雪処理の担い手確保スキーム】(新潟県)



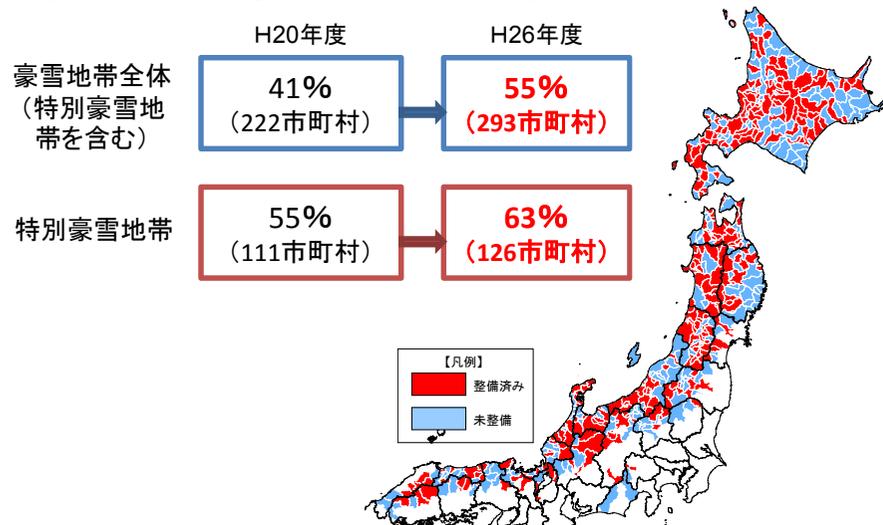
(備考)新潟県「雪処理の担い手確保スキーム」(平成23年12月13日)

## 3-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

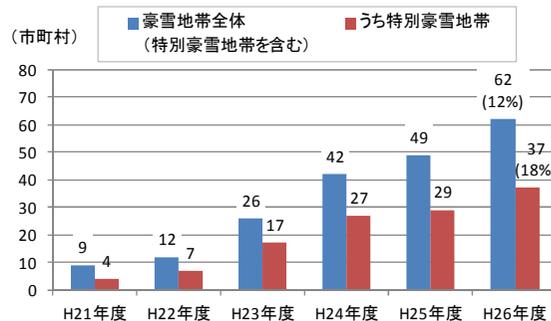
### (4) 共助除雪の普及状況と課題

- 高齢者世帯等の要支援世帯への支援体制をボランティア等の共助により整備している市町村は、豪雪地帯の55%、特別豪雪地帯の63%である。
- 除雪ボランティアセンターの設置経験がある市町村は、豪雪地帯の12%、特別豪雪地帯の18%である。
- 共助除雪を実践している現場からは、「組織を運営する人材の不足(リーダー不足)」や「ボランティアの不足」、「予算の不足」等が課題であると指摘されている。

【高齢者世帯等要支援世帯への支援体制の整備市町村数】

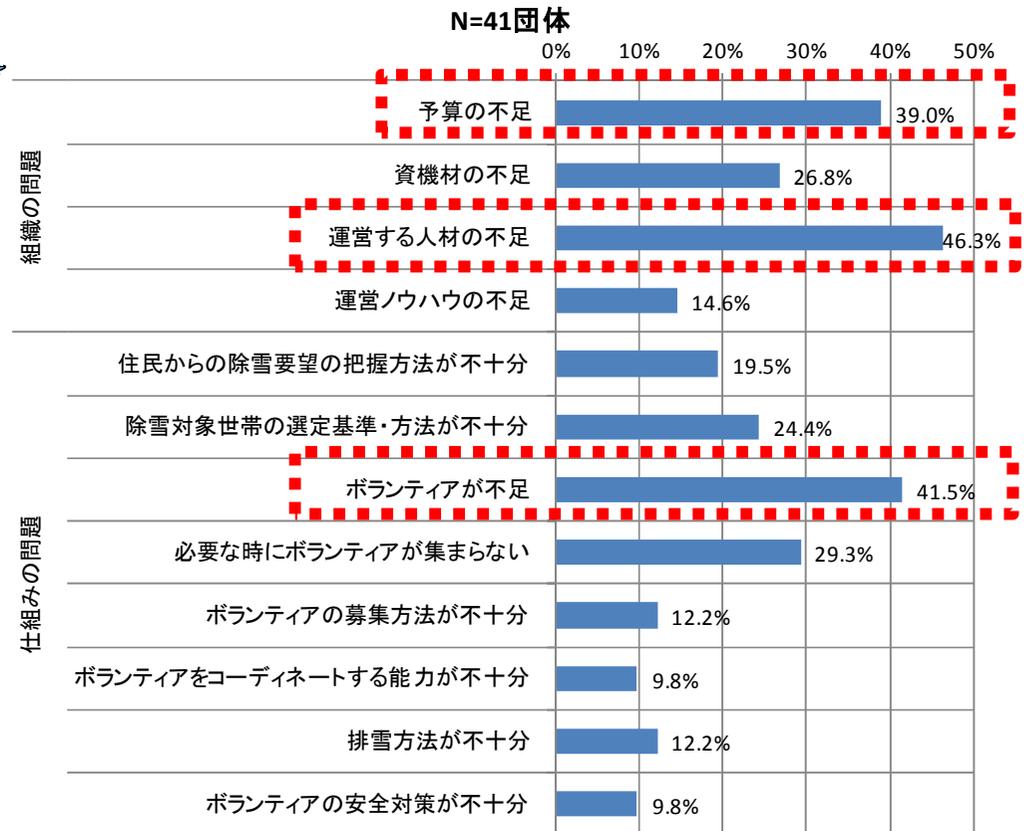


【除雪ボランティアセンターの設置経験市町村数】



(備考) 国土交通省「豪雪地帯基礎調査」  
平成26年度の値は速報値である。

【共助による地域除雪活動の問題点】



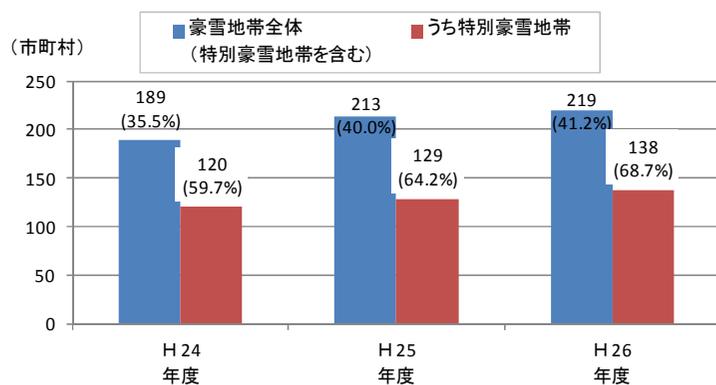
(備考) 国土交通省「平成25年度豪雪地帯基礎調査」  
注) 共助除雪活動を行う41団体

## 3-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

### (5)「注意喚起」「命綱の普及に向けた取組」の実施状況

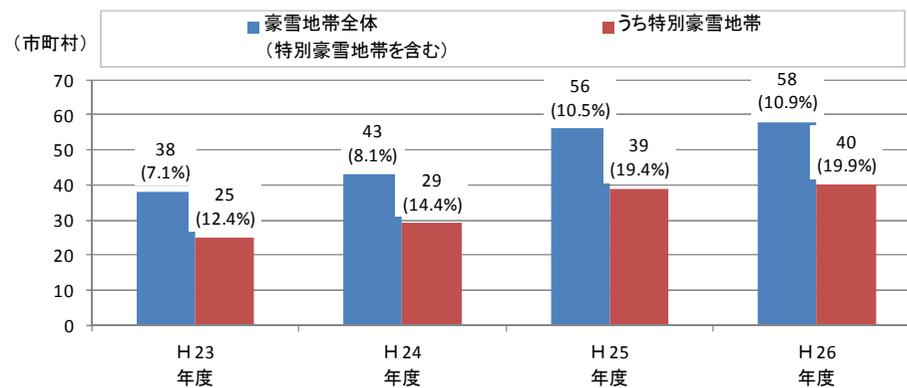
- 屋根雪下ろし等の転落事故防止に向けた注意喚起を実施している市町村は、豪雪地帯の41%、特別豪雪地帯の69%である。
- 命綱の普及に向けた取組を実施している市町村は、豪雪地帯の11%、特別豪雪地帯の20%である。

【注意喚起を実施する市町村数】  
～屋根雪下ろし等の転落事故向け～



(備考)国土交通省「豪雪地帯基礎調査」  
平成26年度の値は速報値である。

【命綱の普及に向けた取組の実施状況】  
～広報・講習会・道具の展示等～



(備考)国土交通省「豪雪地帯基礎調査」  
平成26年度の値は速報値である。

# 3-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

## (6)先導的な取組事例①

### 【非豪雪地帯との広域連携】(滋賀県高島市)

- ・滋賀県社会福祉協議会が窓口となり県内豪雪地帯と非豪雪地帯とのボランティア連携体制を構築

#### 連携イメージ



滋賀県災害ボランティアセンター 除雪ボランティア広域調整事業

## 除雪ボランティア登録 個人団体募集

滋賀県災害ボランティアセンターでは、高齢者等除雪困難世帯の  
 家屋周りの除雪作業を手伝う除雪ボランティアの  
 登録制度を開設しました。登録いただける  
 個人・団体を随時募集しています。

**登録**  
 滋賀県内の18歳以上の除雪ボランティア  
 活動が可能な健康状態にある方(個人・団体)  
 が登録いただけます。申し込みは、個人でも団体  
 でも可能です。お申し込みの際は、必ず「個人登録用紙」または「  
 団体の登録申請書」に必要事項を記入いただき、FAXまたはメールによりお送りください。

**除雪活動までの流れ**  
 1. 申し込み受理  
 2. 活動にあたっての留意事項等案内  
 3. 豪雪により(市町社協が県災害ボランティアセンターに)  
 ボランティア要請!!  
 4. (県災害ボランティアセンターが)登録者にボランティア募集の案内  
 5. 活動要請申し込み  
 6. 活動日時、場所等の決定の案内  
 7. ボランティア活動

**平常時の活動**  
 ・雪害防止の交流  
 ・雪害被害者の交流  
 ・雪害被害防止の学習

●お問い合わせ  
 滋賀県災害ボランティアセンター(滋賀県社会福祉協議会 地域福祉部)  
 TEL:077-567-3924 FAX:077-567-5160 HP:http://www.shigashakyu.jp/

### 【年間を通じた地域間交流】(兵庫県香美町)

- ・香美町社会福祉協議会では町の山側(豪雪地帯)と海側(非豪雪地帯)の町内交流の仕組みとして、「夏は海岸清掃」、「冬は除雪」の交流の機会を構築
- ・神戸市の高校生と地元高校生の交流機会も構築

#### 夏の海岸清掃



#### 冬の除雪ボランティア



### 【市町村間の災害協力協定】(山形県尾花沢市)

- ・「災害時相互協力協定」を締結する宮城県仙台市宮城野区福住町からの除雪交流活動。東日本大震災がきっかけとなり毎年交流が継続

#### 高齢者宅の除雪活動



### 【除雪リーダー&ボランティア育成】(越後雪かき道場)

- ・「越後雪かき道場」では、雪に不慣れな若者が地元のベテランと交流して雪かきの知識と技術を学ぶことでボランティアや活動リーダーを育成している。これにより地元の受け入れる力(受援力)も強化されている

#### 除雪リーダー養成



#### ボランティア育成の座学とテキスト



# 3-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

## (6)先導的な取組事例②

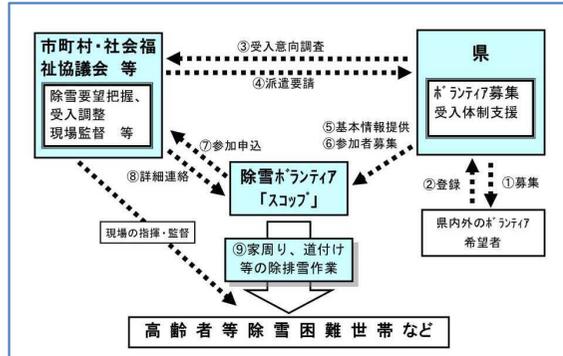
### 【広域ボランティアの活用】(除雪ボランティア「スコープ」)

- ・新潟県が県内外に広く募集している除雪ボランティア。市町村等からの要請に基づき、高齢者世帯等の家屋周りの除雪作業を行う
- ・平成10年度から事業を開始、1,700人以上が登録(約6割は県外)

#### 除雪ボランティア活動



#### スコープの仕組み



### 【雪下ろし講習会】(山形県)

- ・山形県では、雪下ろし作業中の転落事故防止を図るため、命綱の装着方法や作業の留意点を学ぶ「雪下ろし講習会」を県内各地で実施



#### 講習会

雪下ろし講習会

安全な雪下ろしを行うため、命綱やアンカー等の装備品を実際に使用して、雪下ろしを行う上での注意点を実践的に学びます。

冬

参加  
無料

日時：平成27年1月8日(木) 午後1時30分から  
場所：西川交流センターあいふ 4階 第2会議室  
講師：上村 靖司氏(長岡技術科学大学教授) 二藤部 久氏(宮沢雪プロジェクト)  
内容：①雪下ろしを行う上での留意点等の解説  
②屋外で装備を整えて作業を実践  
定員：約20名  
申込：電話またはFAX(裏面申込書)にて  
申込締切：平成26年12月25日(木)  
その他：雪下ろしができる服装でご参加ください。

申込み・問合せ先  
山形県企画振興部市町村課  
TEL: (023)630-2680 FAX: (023)630-2130  
西川町政策推進課  
TEL: (0237)74-2112 FAX: (0237)74-2601

### 【除雪活動費用の募金】(あったか雪募金)

- ・富山県、新潟県、石川県の一部の市町村では、雪かき隊の立ち上げや一斉雪かきデーなどの活動を行うために、ふるさと支援を目的とした「あったか雪募金」を実施

#### 募金箱



#### 除雪活動



### 【命綱等取り付け器具設置費用補助】(新潟県魚沼市)

- ・魚沼市では、平成26年度より、これまでの住宅リフォーム支援事業を拡充して、屋根雪除雪安全対策として命綱(安全帯)を取り付ける金具を設置する工事等も対象としている  
※補助対象工事費の50%、上限5万円



#### 設置金具のイメージ

## 3-1 除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)

### 施策の実施状況等

- 先導的・実効性のある地域除排雪体制づくりを支援し、先進事例・ノウハウ等を紹介
- 雪下ろし用安全帯の開発を支援
- 除排雪を含む地域維持型契約方式の活用を地方公共団体に要請

### 成果・課題等

- 様々な先導的取組事例が進展  
非豪雪地帯との広域連携、通年交流、広域ボランティアの活用  
除雪リーダーの育成、募金による除雪費の調達  
雪下ろし講習会の実施、命綱等設置金具助成 等
- 共助除雪体制が整備された市町村は約6割となる一方、命綱普及に向けた取組を実施している市町村は約2割に止まる  
(いずれも特豪)
- 除雪作業中の死亡者数は依然として多く、除雪リーダーの育成、ボランティアの確保、更なる安全対策の徹底が課題

### 今後の方向性

- 過疎化・高齢化による地域内の雪処理の担い手不足を確保するため、共助による地域除排雪の体制整備を推進してきたところである。その結果、自治会等の地域コミュニティによる除排雪の取組のほか、広域的な除雪ボランティアや地域間連携による人的支援など、様々な取組事例が出てきている。
- これらは、雪処理の担い手不足の問題を解決させるだけでなく、除雪活動をきっかけとして地域間・世代間を超えた交流や地元住民の活力をも生み出すことが多い。さらに、受け入れる地元の力(受援力)も強化され、地域の防災力が向上する効果も現れている。
- 今後も、高齢者が無理なく除雪できる体制づくりなど要援護者世帯の除雪支援のため、**共助による地域除排雪体制の拡大**を推進し、地域防災力の向上を図る。また、**各地の先導的・効果的な取組を支援・普及促進**する。
- 雪下ろしの安全対策については、簡易な命綱(安全帯)や命綱をつなぐアンカーの開発、設置の助成などの動きが徐々に広がりつつあるが、除雪作業中の高齢者等の事故が依然として多いことから、**潜在的な除雪作業の危険性啓発を徹底し、平時からの地域の見守り活動も含めた総合的な安全対策の普及促進**を図る。

### 3. 施策の実施状況等フォローアップ

## 3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保

---

## 3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保

### (1) 現行法制度での空家対応の考え方の紹介

- 空家等の除雪、除却及び倒壊した場合の基本的な考え方について、市町村の参考となるよう、現行法制度での活用可能な方法を公表している。

#### 【市町村による空家等の除雪等の考え方(H27年度版)】(内閣府、国土交通省)

##### 【基本的な考え方】

- 民間所有の空き家等は市町村の管理権限の及ばない財産。基本的には所有者自らの責任において管理すべき。
- しかし、「所有者・相続人等不明」、「所有者に積極的な管理意思無し」等、適正な管理が行われない空き家等が存在。生活環境悪化や安全な生活への支障が生じるケースが発生。
- 市町村としては、平時から所有者を特定し、所有者の責任において除雪等を実施させる取組を行うことが必要。そのような取組にもかかわらず、空き家等に関する対応が必要となる場合には、以下の対策が実施可能。

除雪について	空き家等の除却等について	空き家等が既に倒壊した場合について
<p><b>○災害対策基本法第64条第1項(応急公用負担等)</b> (条件) ・災害が発生し又は、まさに発生しようとしている場合であり、かつ、応急措置を実施するため緊急の必要があると市町村長が認めた場合 (対応内容) ・市町村長の判断で雪下ろしのために当該空き家等に立ち入ることが可能</p> <p><b>○災害救助法</b> (条件) ・都道府県知事が当該市町村に災害救助法を適用した場合 ・空き家等の管理者が不明であったり、管理者自らの資力では除雪を行えない等により、倒壊して隣接する住家に被害が生じるおそれがある場合 (対応内容) ・災害救助法に基づく障害物の除去として除雪が可能 ・ただし、後日、空き家等の所有者が判明した場合は、所有者に除雪に要した経費を請求することが原則</p>	<p><b>○空家等対策の推進に関する特別措置法</b> ・そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態等の特定空家等については、市町村長が必要な措置について命令等が可能</p> <p><b>○空き家等適正管理条例</b> (条件) ・市町村が空き家等の適正な管理を図るための条例を制定した場合 (対応内容) ・空き家等の除却等の措置命令や行政代執行による除却が可能</p> <p><b>○建築基準法による勧告・命令</b> ・著しく保安上危険な既存不適格建築物等については、特定行政庁が除却等必要な措置の命令が可能</p> <p><b>○社会資本整備総合交付金(空き家再生等推進事業)</b> (条件) ・空家対策特措法に基づく空家等対策計画に定められた地区等 (対応内容) ・市町村が行う以下の取組に対して国が助成 ・不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却 ・空き家住宅又は空き建築物の活用等</p> <p><b>○過疎対策事業債</b> ・過疎市町村において、市町村内の在住者が危険な廃屋の取り壊し・除去・処分を行う所有者等に市町村の判断により補助等を行う場合に、財源として過疎対策事業債(ソフト分)を充てている事例もあり</p>	<p><b>○空家等対策の推進に関する特別措置法</b> ・そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態等の特定空家等については、市町村長が必要な措置について命令等が可能</p> <p><b>○空き家等適正管理条例</b> (条件) ・市町村が、空き家等の適正な管理を図るための条例を制定した場合 (対応内容) ・倒壊した建物の措置命令や行政代執行による倒壊物件の除却が可能</p> <p><b>○災害等廃棄物処理事業費補助金</b> (条件) ・災害により倒壊して廃棄物となった家屋の除却にあって、市町村による処理が特に必要であると認められる場合 (対応内容) ・倒壊した家屋の除去費用について、国の補助が活用可能</p> <p><b>○災害救助法</b> (条件) ・都道府県知事が当該市町村に災害救助法を適用した場合 ・倒壊した空き家等の一部が残存した場合でも、その部分が近隣の住民の生命又は身体に危険をおよぼすおそれがあると認められ、市町村が自ら必要な措置を行った場合 (対応内容) ・災害救助法に基づく障害物の除去として、国庫補助の対象として除去が可能 ・ただし、後日、空き家等の所有者が判明した場合は、所有者に除去に要した経費を請求することが原則</p>

## 3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保

### (2) 平時からの空家除却・活用の支援

- ・ 居住環境の整備改善を図るため、「空き家再生等推進事業」において空家住宅等の除却・活用を行うことが可能である。

#### 【空き家再生等推進事業の概要】(国土交通省)

##### 除却事業タイプ

###### ●対象地域

- ・ 空家対策特措法に基づく空家等対策計画に定められた地区 等

###### ●補助対象経費と国費負担率

補助対象	✓ 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却等に要する費用 等			
事業主体	地方公共団体※1		民間(例) ※1※2	
負担割合 が 補助対象 限度額	国費	2/5	国費	2/5
	地方公共団体	2/5	地方公共団体	2/5
	地方公共団体	1/5	民間	1/5

※1 交付対象限度額あり ((除却工事費+通損補償費)×0.8)

※2 国費は、地方公共団体補助の1/2

##### 活用事業タイプ

###### ●対象地域

- ・ 空家対策特措法に基づく空家等対策計画に定められた地区 等

###### ●補助対象経費と国費負担率

補助対象	✓ 空き家住宅・空き建築物を体験宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等に改修する費用 等			
事業主体	地方公共団体		民間(例) ※3※4	
負担割合 が 補助対象 限度額	国費	1/2	国費	1/3
	地方公共団体	1/2	地方公共団体	1/3
			民間	1/3

※3 交付対象限度額あり(要する費用に2/3を乗じた額と地方公共団体が交付する補助金の額のうちのいずれか少ない額)

※4 国費は、地方公共団体補助の1/2

#### [参考]



※老朽化した空き家を除却し、ポケットパークとして活用

#### [参考]



※町家を滞在体験施設として活用

## 3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保

### (2) 平時からの空家除却・活用の支援

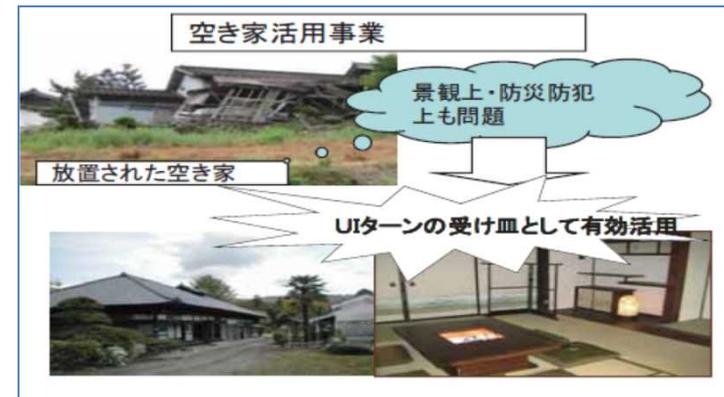
- ・過疎地域集落再編整備事業の一つである「定住促進空き家活用事業」を用いて、過疎地域における空家の改修にあたり補助を行っている。

#### 【定住促進空き家活用事業の概要】(総務省)

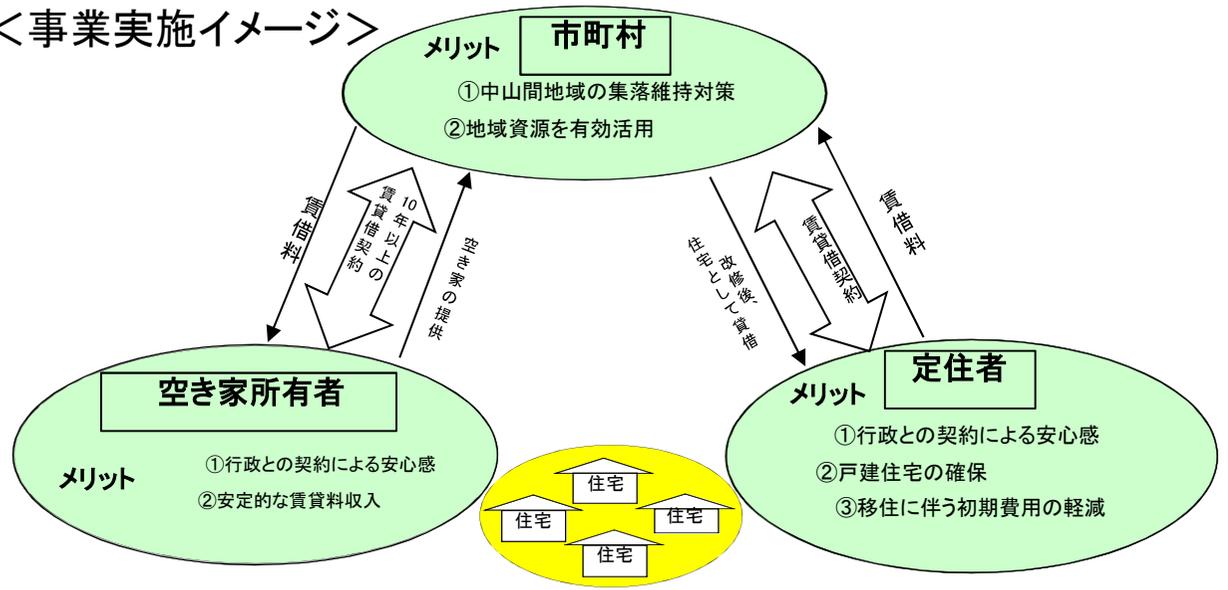
##### <事業概要>

- 過疎地域集落再編整備事業の事業種類の1つである。
- 地域の空き家を活用し、地域における定住を促進するための、空き家の改修に必要な経費に対して補助を行う
  - ① 事業主体 過疎地域市町村
  - ② 補助対象限度額 一戸当たり3,988千円
  - ③ 補助率 1/2以内
  - ④ 事業実施期間 原則として1箇年度以内
  - ⑤ 補助対象経費 空き家改修費

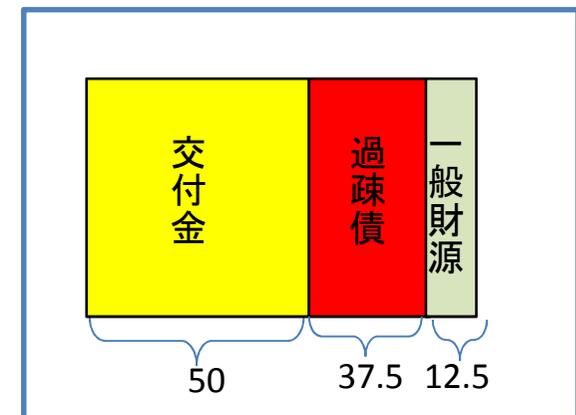
##### <事業のイメージ>



##### <事業実施イメージ>



##### <財源スキーム>

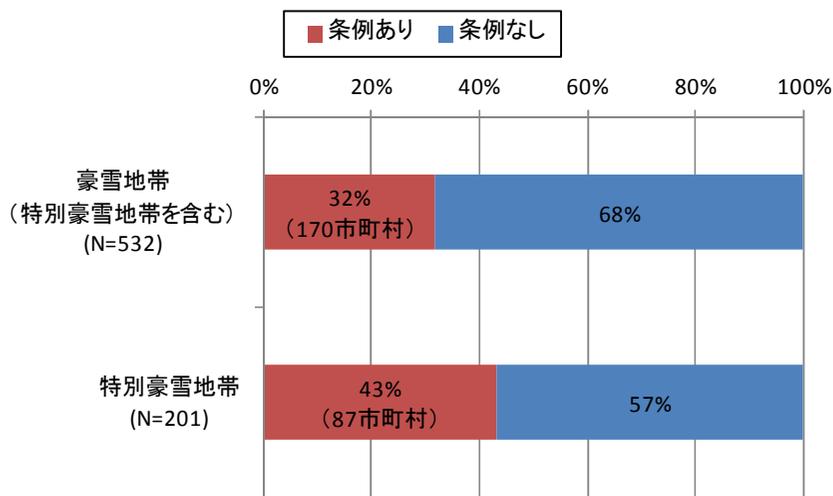


## 3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保

### (3) 空家等適正管理条例の制定状況

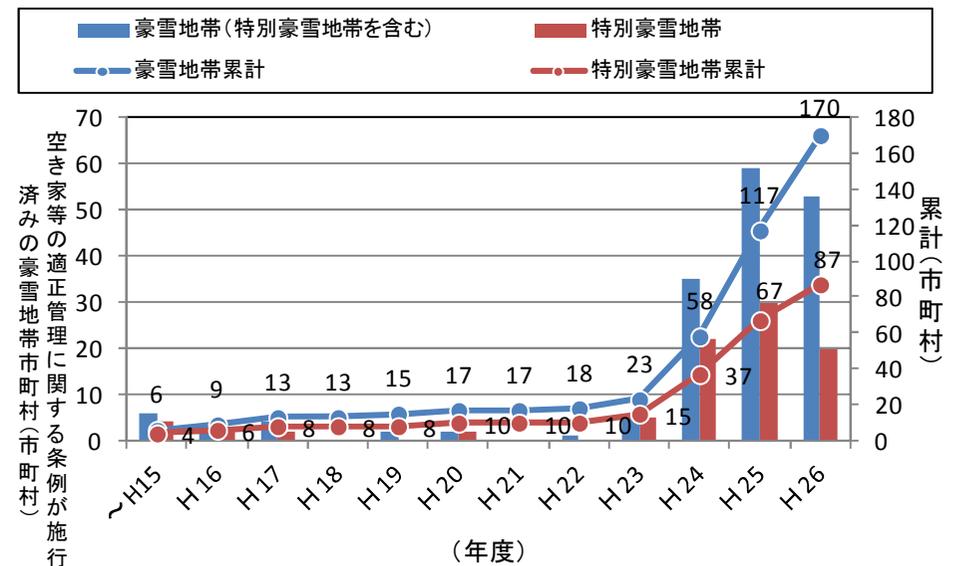
- 空家等適正管理条例は、豪雪地帯の32%（170市町村）、特別豪雪地帯の43%（87市町村）で制定されている。平成24年度以降、条例を制定する市町村数は増加している。

【空家等適正管理条例の制定状況】



(備考) 一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会によるHP「空家住宅情報」の掲載資料から集計(H27.3.31時点で施行済みのもの)

【空家等適正管理条例を制定する市町村数の推移】



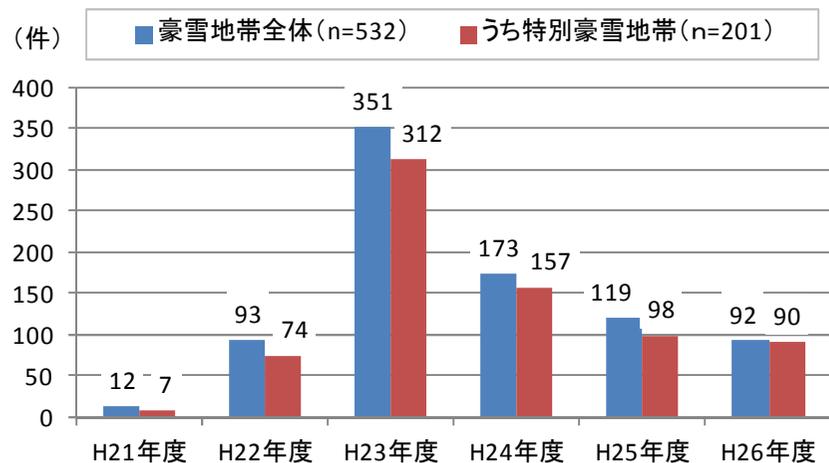
(備考) 一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会によるHP「空家住宅情報」の掲載資料から集計(H27.3.31時点で施行済みのもの)

## 3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保

### (4) 条例等に基づく空家の除却・除雪の実施

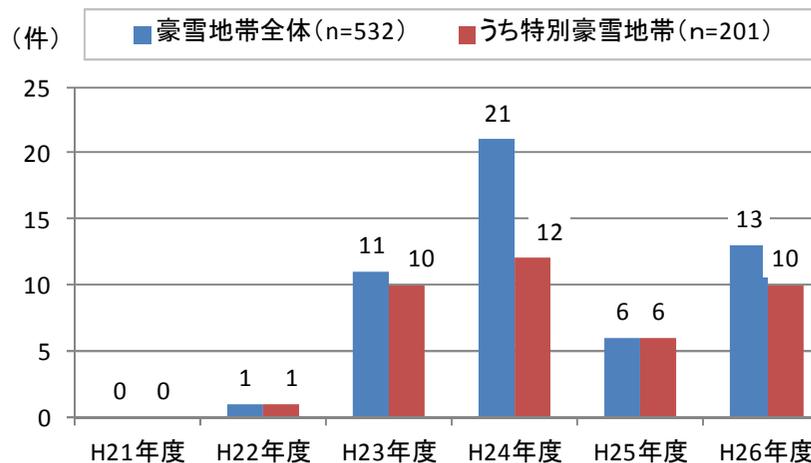
- 平成24年度から平成26年度の3年間で、空家等適正管理条例等に基づく公共による空家の除雪は384件、除却は40件実施されている。それらの大半は特別豪雪地帯での実施である。

【空家等適正管理条例等に基づく公共による空家除雪件数の推移】



(備考) 国土交通省「豪雪地帯基礎調査」  
平成26年度の値は速報値である。

【空家等適正管理条例等に基づく公共による空家除却件数の推移】



(備考) 国土交通省「豪雪地帯基礎調査」  
平成26年度の値は速報値である。

※条例のほか、災害対策基本法や民法の事務処理規程に基づく除雪、除去を含んでいる。

## 3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保

### (5) 空家対策の新たな法整備

・「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行により、倒壊の恐れや衛生上問題のある空家等(特定空家等)の所有者に対して、市町村が撤去や修繕を勧告・命令することが可能となった。

公布：平成26年11月27日  
施行：平成27年2月26日  
(※関連の規定は5月26日)

#### 【空家等対策の推進に関する特別措置法(概要)】

##### 背景

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要(1条)

参考：現在、空家は全国約820万戸(平成25年)、401の自治体が空家条例を制定(平成26年10月)

##### 定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。(2条1項)
- 「特定空家等」とは、
  - ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
  - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
  - ③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
  - ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。(2条2項)

##### 空家等

- ・市町村による空家等対策計画の策定
- ・空家等の所在や所有者の調査
- ・固定資産税情報の内部利用等
- ・データベースの整備等
- ・適切な管理の促進、有効活用

##### 特定空家等

- ・措置の実施のための立入調査
- ・指導→勧告→命令→代執行の措置

##### 施策の概要

###### 国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等

- 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を策定(5条)
- 市町村は、国の基本指針に即した、空家等対策計画を策定(6条)・協議会を設置(7条)
- 都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助(8条)

###### 空家等についての情報収集

- 市町村長は、
  - ・法律で規定する限度において、空家等への立入調査(9条)
  - ・空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用(10条)等が可能
- 市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力(11条)

###### 空家等及びその跡地の活用

市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施(13条)

###### 特定空家等に対する措置(※)

特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。  
さらに要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能。(14条)

###### 財政上の措置及び税制上の措置等

市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う(15条1項)。  
このほか、今後必要な税制上の措置等を行う(15条2項)。

## 3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保

### (6) 先導的な取組事例①

#### 【行政代執行による空家撤去】（秋田県大仙市）

- ・大仙市では平成24年1月に施行された「大仙市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、平成24年3月に、全国で初めて行政代執行による空家除却を実施した。
- ・条例制定後の住民意識の変化により、自発的な空家解体が進むなどの効果を確認（H25年度の解体建物107件中、90件が自主的な解体）



代執行宣言



解体工事

#### 【固定資産税減免による自発的な空家撤去】（新潟県見附市）

- ・見附市では、自発的な空家撤去促進のために、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例相当額の減免を最長2年間行っている。

<制度名>

見附市老朽危険空き家等の所在地に係る固定資産税等の減免に関する要綱

<対象>

- 周辺の危険回避のために市の求めに応じて空家を解体し更地となった住宅用地
- 解体を行っていないが著しい老朽化により家屋としての構造上の条件を失ったもので、安全措置を行う旨の同意がなされている住宅用地

#### 【地方公共団体による空家解体費用補助】（秋田県鹿角市）

- ・鹿角市では、実態調査に基づき、倒壊の恐れのある危険度・緊急度が最も高いと判断された「危険老朽空き家」を解体・撤去する所有者に対して、解体費用の一部（解体及び撤去費用の1/2以内、上限50万円）を補助している。

<制度名>

鹿角市危険老朽空き家除却費補助金

<対象となる建物>

- 鹿角市内にあること
- 個人が所有するもの
- 建て替えを目的としないこと
- 土地の譲渡を目的としないこと
- 公共事業などの補償の対象となっていないこと
- 危険度・緊急度が最も高いランクと判定されたもの



空家イメージ

#### 【地方銀行による空家修繕・解体ローン】（青森銀、秋田銀等）

- ・青森県、秋田県では空家対策のローンを取り扱う地方銀行が相次いで出てきている。

この部分については、著作権の処理が未完了のため、公開できません。

## 3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保

### (6) 先導的な取組事例②

#### 【県交付金による空家の実態調査・雪下ろし等支援】 (山形県)

- ・山形県では、平成24年度より「雪対策交付金」を創設し、そのメニューのひとつである空き家対策事業により、市町村の行う空家の実態調査や雪下ろし、除排雪に係る費用を補助している。



交付金による空家の除排雪



#### 雪対策総合交付金の概要

- 地域の実情に対応したきめ細かな雪対策を推進
- 市町村が計画的に実施する取組をハード・ソフト両面から総合的に支援
  - ・事業主体 市町村
  - ・補助率 1/2以内
  - ・補助対象 各市町村で新規又は拡充して取り組む事業等

#### 【空家を活用した移住促進】(新潟県十日町市)

- ・十日町市は平成27年度に、市内2箇所の空家をシェアハウスに改修し、「お試し移住」の受け皿として活用する。
- ・豪雪地帯でも暮らしやすいように、シェアハウスの屋根の構造を工夫して除雪作業の負担を軽減する。

シェアハウス 完成イメージ



#### 【空家撤去スペースの雪捨て場利用】(秋田県大館市)

- ・大館市では、平成25年8月に、倒壊の恐れのある空家等について、所有者から土地・建物の寄附を受けた場合、市が公園や雪捨て場に活用することを前提に、解体費を負担する制度を策定。
- ・平成26年1月に本制度を初適用し、市郊外にある個人所有の空家1棟を解体した。費用344万円は市が全額負担。
- ・地元町内会が雪捨て場兼広場として活用している。

<制度名>

大館市老朽危険家屋対策事業実施要綱

## 3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保

### 施策の実施状況等

- 市町村の参考となる現行法制度での空家対応の考え方の紹介
- 空家除却・活用等の取組を支援
- 空家等対策特別措置法が全面施行

### 成果・課題等

- 空家条例は170市町村で制定、年々増加の傾向
- 3年間で条例に基づく空家等の除却は40件、除雪は384件実施
- 様々な先導的取組事例が進展  
行政代執行による空家撤去、固定資産税減免による自発的な撤去  
地方公共団体による空家解体費用補助  
県交付金による空家対策支援  
空家撤去スペースの雪捨て場利用 等
- 空家倒壊等による雪害は依然として発生、空家の先導的な取組等の普及が課題

### 今後の方向性

- 近年の大雪では、空家の倒壊、空家からの落雪による物的、人的被害等の問題が顕在化した。所有者等の自助や地域コミュニティによる共助によっても雪下ろしが適切に行えない空家については、行政が公助により処理する必要があったが、個人の財産に制限を加えることになり、除雪に要する費用負担等の課題も生じていた。
- 平成27年5月に空家等対策特別措置法が全面施行され、今後は市町村による空家等の所在・所有者等を把握するための調査や空家等対策計画の策定が進むことにより、**危険な空家に関する管理の進展が期待**される。
- 豪雪地帯においても**空家等対策特別措置法の特定空家等に対する措置の実施を支援**するほか、空家に係る**地方公共団体の先導的な除排雪や地域活性化に資する取組等を普及**させることにより、雪害に伴う被害を防止し、地域防災力の向上を図る。